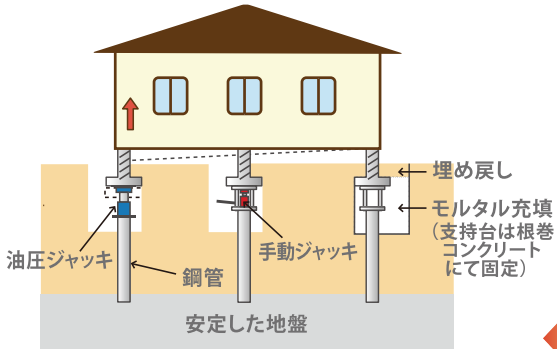




傾いた家はどうやって直すのか？

【鋼管杭圧入工法】



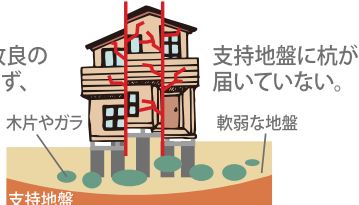
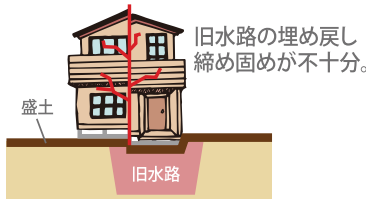
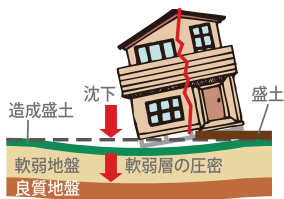
立地、地盤等の条件により採用する工法が異なります。

万が一、家が傾いた場合、水平に戻す必要があります。土台から家を持ち上げておいて基礎をやり直したり、杭を打ちそれを支えにしてジャッキアップするなどの方法が採られ、場合によって500万～1000万円の費用がかかることがあります。

また、修復が不能で、建替しなければならないこともあります。これらは、建物の全てが地盤にのっているからで、建物をそのままにして基礎や地盤を手直しが難しいからです。

建物の沈下を修正するだけでなく、再沈下も防止する工法です。地盤補償では、このような沈下修正に伴う費用を負担致します。

新築住宅が沈下してしまった場合、膨大な時間と労力、そして資産を費やしてしまうばかりか、施主様の心労は計り知れないものがあります。



地盤は単なる土地でも、地面でもなく、家を支える大切な部材だということを認識しておきましょう！

※下記のいずれかの状況がでた場合、早期発見の場合でも、測量調査後被害に応じお支払い致します。

地盤補償の対象となる不同沈下の障害例

- ☑ 壁と柱の間に隙間が生じ、壁やタイルに亀裂が入る。
- ☑ 窓や出入口枠の接合部分に隙間が生じ、犬走やブロック塀など外部構造物に被害が生じる。
- ☑ 柱が傾き、建具の開閉が不良となる。
- ☑ 床が傾斜して支障を生じる。
- ☑ 柱の傾斜が著しく倒壊の危険がある。
- ☑ 床の傾斜がひどく使用困難である。

住宅品質確保の促進に関する法律 (H11年法第81号) 第70条の規定に定められた、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準 (平12建告1653) の不具合事象に該当し、補修を要する不具合事象として確認されたものであることとする。

軟弱地盤で不同沈下を起こすと、最悪の場合、数百万円という費用を自社で捻出しなければなりません。

- ・被保険者は、前項のいずれかの状況を発見したときは、直ちに取次店又は当社へ報告してください。
- ・前項の報告を受けたとき、原因調査・被害状況の確認を行います。